

福井都市計画区域の整備、開発および保全の方針
(案)

目 次

| | | |
|-----|--------------------------------|----|
| 1 | 都市づくりの基本理念 | 1 |
| (1) | 豊かな自然や歴史を育む県都と地域の活力づくり | 1 |
| (2) | 持続可能な多極連携型の都市づくり | 2 |
| (3) | 高速交通開通を活かす都市づくり | 3 |
| (4) | 安全・安心に住み続けられる都市づくり | 4 |
| 2 | 区域区分の設定の判断 | 5 |
| (1) | 区域区分の設定の有無 | 5 |
| (2) | 区域区分の設定の判断理由 | 5 |
| 3 | 市街化区域の規模と配置 | 6 |
| (1) | 10年後の市街化区域のおおむねの規模と配置 | 6 |
| (2) | 10年後の市街化区域に配置するおおむねの人口、世帯数 | 7 |
| (3) | 10年後の都市のおおむねの産業規模 | 7 |
| 4 | 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針 | 8 |
| (1) | 主要な用途の配置の方針 | 8 |
| (2) | 用途の転換、純化または複合化に関する方針 | 9 |
| (3) | 市街地における建築物の密度構成および高度利用に関する方針 | 10 |
| (4) | 市街化調整区域の土地利用の方針 | 11 |
| (5) | 景観の保全等の方針 | 11 |
| 5 | 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針 | 12 |
| (1) | 交通施設について | 12 |
| (2) | 下水道について | 14 |
| (3) | 河川について | 15 |
| (4) | その他の都市施設について | 16 |
| 6 | 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定等の方針 | 17 |
| (1) | 基本方針 | 17 |
| (2) | 市街地開発事業の決定の方針 | 17 |
| (3) | 市街地整備の目標 | 17 |
| 7 | 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針 | 18 |
| (1) | 基本方針 | 18 |
| (2) | 都市の緑の目標 | 18 |
| (3) | 主要な緑地の配置の方針 | 18 |
| (4) | 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針 | 19 |
| 8 | 防災まちづくりの基本方針 | 20 |
| | 整備、開発及び保全の方針図 | 21 |

1 都市づくりの基本理念

(1) 豊かな自然や歴史を育む県都と地域の活力づくり

福井都市計画区域（以下、「本都市計画区域」という。）は、福井市、永平寺町の1市1町で構成されている広域都市計画区域である。

嶺北地域のほぼ中央部に位置し、周囲を山地に囲まれる盆地であり、区域の北部には九頭竜川、中央部には足羽川、西部には日野川が流れている。戦災、震災を乗り越えながら都市基盤を整え、県都として各種の都市機能および人口がコンパクトに集積する都市づくりが進められている。

福井市の中心市街地では、人口は減少傾向から増加に転じているが、高齢化率は市全体よりも高く、また、低未利用地は増加傾向となっており、中心市街地の空洞化になかなか歯止めがかからない状況である。

さらに、市街化調整区域では、市街化区域に比べて人口の減少率が高く、農地も徐々に減少しており、集落の活力低下、良好な田園環境・景観の喪失が懸念される。

これらに対応していくためには、住民が地域への誇りや愛着を深めて住み続けていきたくなるように、また他県の人を訪れ、住みたくなるように、住民参加・協働を通して、個性を活かした魅力ある都市づくりを進めていく必要がある。

このため、本都市計画区域では、「繊維等の工業や県全体の中心的な役割を担う商業・サービス業等の産業」、「足羽山、蔵王山、足羽川および市街地周辺の田園等の優れた自然的環境」および「福井城址や永平寺町の旧街道沿いに点在する寺社や昔ながらの家屋等の歴史的・文化的な遺産」等の地域の資源・特性を守り、活かせるよう、土地利用の規制・誘導、市街地整備を図る。

さらに福井市域では、県都としてふさわしい都市機能を充実させることで、県全体の活性化を図っていく。特に福井駅周辺では、立地適正化計画等に基づき、中心市街地の再生に向けて、市街地再開発事業等による都市機能の誘導・集積・更新を官民連携でより一層推進していくとともに、交通結節機能を強化し、各都市からの利便性を向上させることで、にぎわいの創出およびエリア価値の向上を図っていく。

一方、農村地域では、優良な農地の保全や良好な集落環境の形成の他、農村集落の活力の維持にも配慮して、地区計画制度の活用などにより土地利用の規制・誘導を図る。

その結果、都市の快適性、利便性の向上、魅力的な都市空間の創出による中心市街地の再生への取組みの促進、農村地域における営農環境や田園環境、地域コミュニティの維持が期待される。

(2) 持続可能な多極連携型の都市づくり (コンパクト・プラス・ネットワーク)

本都市計画区域では、市街地の低密度化・スポンジ化が進行しており、今後も人口が減少し高齢化していく中、地域コミュニティの衰退が懸念されるとともに、「商業、医療・福祉、地域公共交通等の都市サービスの縮小・撤退」、「防犯性の低下」、「景観の悪化」により地域の生活利便性や居住環境が低下していくおそれがある。

また、本都市計画区域内の地域公共交通は、都市の骨格となる地域鉄道（ハピラインふくい線、福井鉄道 福武線、えちぜん鉄道 勝山永平寺線・三国芦原線、JR 越美北線）を主軸として、福井駅や永平寺口駅などの主要駅に路線バスやコミュニティバス等のフィーダー交通が接続することで地域全体に展開されており、都市活動を支える重要な広域交通網として機能している。しかし、人口減少や少子高齢化等による利用者の減少、運転手や技術職員の人材不足など地域公共交通の経営は厳しさを増している。

地球温暖化など環境問題への更なる対応が求められており、厳しい財政的制約もある中、地域公共交通を軸として、環境・経済（財政等）・社会（コミュニティ等）的にも持続可能な都市づくりを進めていく必要がある。

このため、無秩序な市街化を抑制するとともに、福井駅周辺における市街地再開発事業等による高度利用の促進など交通結節点をはじめとした地域拠点への都市機能・居住の誘導、市街地内の低未利用空間の有効利用を進め、まとまりとメリハリのある市街地形成を図る。

また、本都市計画区域だけでなく、県全体の交通利便性が向上していくように、主要駅における交通結節機能の強化に向けたフィーダー交通の充実、ハピラインふくい線の新駅設置や鉄道等の機能強化（既存駅の機能向上、待合環境の改善等）の他、交通 DX、他分野との共創などにより、地域公共交通ネットワークの強化も図り、人口減少、超高齢社会の時代にふさわしい持続可能な多極連携型の都市づくりを進めていく。

その結果、生活利便性および居住環境の向上、中心市街地の再生への取組みの促進、地域公共交通ネットワークの利便性向上および効率的な運営、カーボンニュートラルの実現、公共投資の効率化が期待される。

(3) 高速交通開通を活かす都市づくり

北陸新幹線福井・敦賀開業、中部縦貫自動車道の県内全線開通などにより、高速交通体系の整備は飛躍的に進展することから、経済圏・観光圏・生活圏が大きく拡大していく。

また、福井市を中心に、通勤・通学、買い物等の広域的な日常生活圏が形成されている中、広域交通ネットワークの整備進捗により、更に広域的な圏域で都市活動が促されており、福井県の中心都市としての重要性が高まっている。

産業の生産拠点の国内回帰、企業の地方移転も進みつつある中、これらの高速交通開通のインパクトをまちづくりに最大限活かすとともに、都市間の連携・交流を促進する都市づくりを進めていく必要がある。

これらに対応するため、高速道路 IC 等の広域交通結節点の周辺における新たな産業拠点の形成、福井駅周辺と県内の産業拠点・観光地を連絡する福井縦貫線の整備など、高速交通開通の効果を最大化する都市基盤・機能の整備・配置を、計画的かつ一体的に進めていく。

また、県都福井市およびその周辺の潜在的な開発需要も考慮した土地利用の規制・誘導、都市圏を支える広域的・根幹的な道路である福井外環状道路の整備、既存ストックの有効利用(共同利用)など、都市圏の広域性をふまえた都市環境の構築を図る。

その結果、産業振興、地域経済の活性化、都市間の連携・交流の促進、公共投資の効率化が期待される。

(4) 安全・安心に住み続けられる都市づくり

本都市計画区域では、九頭竜川、日野川、足羽川沿いなどに洪水浸水想定区域が広がっており、これらの区域の一部は、浸水深が5m以上になると想定される区域や浸水継続時間が3日以上となる区域が含まれている。また、河川の氾濫や河岸の浸食により家屋倒壊等の被害が発生するおそれがある区域も複数ある。さらに、福井平野を取り囲む山地の裾野部や市街地内の足羽山周辺等には、土砂災害のおそれがある区域が多数点在しているなど、洪水、雨水出水の水害や土砂災害等の災害リスクが広く分布しており、防災性の更なる向上が求められている。

死傷者や家屋の損壊、浸水の被害が生じた「平成16年7月福井豪雨」、浸水被害が生じた「令和4年8月豪雨」、北陸自動車道や国道8号の通行止めや、鉄道各路線の運休などにより市民生活に大きな影響を与えた「平成30年2月豪雪」および「令和3年1月大雪」と自然災害が度々発生しており、単に利便性の高い都市的な住まい方を求めるだけでなく、安全・安心に関する意識、地域の自助・共助に関する意識が更に高まっている。

これらに対応していくためには、災害リスクの回避・低減の観点から総合的な防災まちづくりを推進し、全ての住民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けられる都市づくりを進めていく必要がある。

このため、水害や土砂災害等の災害リスクを考慮した土地利用の規制・誘導、避難体制の強化、計画的な避難地・避難路の整備、河川改修の推進などソフト・ハードの両面から都市の防災性の向上を図る。

また、盛土による災害を防止するための規制区域（宅地造成等工事規制区域）の指定、大規模盛土造成地の安全性把握調査の実施を推進する。

その結果、水害や土砂災害等による被害が軽減され、安全・安心に住み続けられる都市づくりが促進される。

2 区域区分の設定の判断

(1) 区域区分の設定の有無

有り

(2) 区域区分の設定の判断理由

既に区域区分を設定している都市計画区域では、区域区分を前提として、計画的に土地利用、都市基盤の整備、市街地開発事業および自然的環境の保全・整備を行っており、土地の有効利用、効率的な公共投資および自然的環境の保全等の効果を、今後とも積極的に維持していく必要があることをふまえ、判断するべきである。

本都市計画区域の人口は減少傾向にあるが、「世帯の分離、住宅の敷地規模拡大による住宅用地需要」、「製造品出荷額等の増加による工業用地需要」等が推測されるとともに、「北陸新幹線や中部縦貫自動車道など高速交通体系の整備」に伴い市街化の圧力が高まると考える。また、隣接する嶺北北部都市計画区域や丹南都市計画区域の用途地域外での開発圧力があり、福井市への通勤・通学率が高い水準を維持していることから、潜在的な福井都市計画区域への市街化の圧力が、依然、高いと推測できる。

これらのことから、区域区分を廃止すると、無秩序な市街化（市街化調整区域への開発の拡散）が進行し、「浸水や土砂災害など災害リスクの高いエリアでの開発」、「自然環境や営農環境の悪化」等が進行するおそれがあるとともに、「市街地内の低未利用地の有効利用」、「中心市街地や地域拠点への都市機能や居住の誘導」、「計画的かつ効率的な公共投資と既存ストックの有効利用」、「地域公共交通の持続可能性」を損なうおそれがあることから、今後も区域区分を維持する。

3 市街化区域の規模と配置

(1) 10年後の市街化区域のおおむねの規模と配置

北陸新幹線福井・敦賀開業、中部縦貫自動車道の県内全線開通など高速交通体系の整備が飛躍的に進展するとともに、産業の生産拠点の国内回帰、企業の地方移転が全国的に進みつつある中、本都市計画区域では、製造品出荷額等が増加する見込みである。このため、広域交通結節点となる高速道路 IC 周辺において、「土地利用や都市基盤整備の状況・見通し」、「周辺の営農環境、自然環境への影響」等を勘案して、需要に応じた新たな産業拠点の形成を図る。

既に流通業務施設が立地している北陸自動車道福井北 IC 周辺においては、中部縦貫自動車道 県内全線開通により、流通業務をはじめ更に工業用地の需要が高まる可能性がある。このため、将来の産業の見通し、開発需要をふまえ、周辺環境に配慮して、産業集積に向けた市街化区域編入を検討する。

また、世帯分離に伴い世帯数は増加する見込みであり、市街化区域に隣接する区域を対象に、「計画的な市街地形成を害さない」、「計画的かつ一体的な都市基盤整備」、「周辺の自然環境、営農環境との調和」等、一定の条件を満たすことを確認した上で、これらの住宅用地の需要に応じた市街化区域編入を検討する。

なお、市街化区域のうち現に市街化されておらず、当分の間営農が継続されることが確実であること等により、市街地整備が図られる見込みがない区域で、当該市街化区域の一体的かつ計画的整備を図るうえで支障のないものは、市街化調整区域への変更を検討する。

(単位：ha)

| おおむねの市街化区域の規模 | R2 | R12 |
|---------------|-------|----------|
| 福井都市計画区域 | 4,874 | 4,874 以内 |

※R12 の市街化区域面積には、保留人口に対応する市街化区域面積は含まない。

(1) 福井都市計画区域

(2) 10年後の市街化区域に配置するおおむねの人口、世帯数

(単位：人)

| おおむねの人口 | R2 | R12 |
|----------|----------------------|----------------------|
| 福井市 | 206,100 (241,500) | 207,300 (239,600) |
| 永平寺町 | 6,900 (7,900) | 6,800 (7,500) |
| 福井都市計画区域 | 213,000 (249,400) | 214,100 (247,100) |

※ () 内は都市計画区域人口

※R12の市街化区域内人口には保留人口含む。

(単位：世帯)

| おおむねの世帯数 | R2 | R12 |
|----------|--------------------|---------------------|
| 福井市 | 85,000 (96,400) | 92,900 (107,400) |
| 永平寺町 | 2,500 (3,300) | 3,100 (3,400) |
| 福井都市計画区域 | 87,500 (99,700) | 96,000 (110,800) |

※ () 内は都市計画区域世帯数

(3) 10年後の都市のおおむねの産業規模 (過去のトレンドによる将来の見通し)

(単位：百万円)

| おおむねの商業年間販売額 | R2 | R12 |
|--------------|-----------|---------|
| 福井都市計画区域 | 1,111,900 | 986,000 |

(単位：百万円)

| おおむねの製造品出荷額等 | R2 | R12 |
|--------------|---------|---------|
| 福井都市計画区域 | 274,900 | 357,600 |

4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針

集約型都市構造に向けて市街地の再構築を図るため、立地適正化計画に基づく取り組みの着実な実現を図る。

居住誘導区域、都市機能誘導区域については、人口動態、経済活動、市街地形成の成り立ち、土地利用や都市基盤の状況・見通し、地域公共交通の利便性、災害リスク等を勘案し、メリハリをつけて設定する。

(1) 主要な用途の配置の方針

土地の自然的条件、土地利用や都市基盤整備の状況・見通しを勘案して、各用途を適正に配置することにより、都市機能を維持・増進し、かつ、居住環境の保護、産業の利便の増進、公害の防止等を図り、適正な都市環境を保持するように定める。特に以下の事項に配慮して配置する。

① 既成市街地

イ) 住宅地

- 福井駅周辺の中心市街地では、商業施設、業務施設および公共施設等の各種都市機能が集積しており、生活利便性が高い地域であるが、低未利用地は増加傾向であり、高齢化率については市全体よりも高くなっている。このため、中心市街地の活性化のために、積極的に居住の誘導を図り、居心地が良く歩きたくなるまちなかを創出する。
- 福井市の運動公園近辺、新田塚地区、板垣地区、森田北東部地区、永平寺町の観音町駅北部および清水地区のグリーンハイツ等の良好な低層住宅地の居住環境を維持する。

ロ) 商業地

- 福井駅周辺は、鉄道路線や、バス路線および幹線道路からなる広域的な交通結節点であり、北陸新幹線福井・敦賀開業によりその重要性が更に高まるため、県域での中心的な商業地として、市街地再開発事業や店舗等のリノベーションに取り組むことで、商業施設や業務施設等の一層の集積を図る。
- 越前東郷駅や松岡駅の周辺、森田駅東部、清水地区および市街地内の幹線道路沿道等に配置された地域の拠点となる商業地を維持する。

ハ) 工業地

- 福井市の森田地区、花堂地区、三尾野地区および二日市地区や永平寺町等の工業地を維持する。
- 鉄道貨物や自動車貨物の集配を行う施設が集積している南福井駅付近、中小の卸売問屋が集積している問屋団地周辺、福井市中央卸売市場をはじめとした流通施設が立地している市場周辺では、流通業務に適した交通基盤が整備されており、今後もこれらの流通業務地を維持する。

② 新市街地

- 広域交通結節点となる高速道路 IC 周辺において、工業用地の需要に対応するため、新たな産業拠点として、工業の利便性が増進できるよう工業地の配置を図る。
- 北陸自動車道福井北 IC 周辺において、中部縦貫自動車道 県内全線開通により、流通業務をはじめ更に工業用地の需要が高くなる場合には、周辺環境に配慮して、流通業務地等の配置を検討する。

(2) 用途の転換、純化または複合化に関する方針

① 用途の転換

- 工業地域や準工業地域に指定されているが、工業ではない他の用途の土地利用が進んでいる地区が少なくなく、今後も工業の土地利用の需要が低く住宅や商業等其他の土地利用の需要が高くなる場合は、地区内や周辺の土地利用状況および都市基盤の整備状況を考慮して、住宅地や商業地等への転換を図る。なお、商業地に転換する際には、福井駅周辺の都市の中心的な商業地や越前東郷駅や松岡駅の周辺、森田駅東部、清水地区の地域の拠点となる商業地の維持・活性化に配慮する。
- 永平寺町松岡芝原地区の工業地域では、これまでに住宅地としての土地利用が進展しているため、住宅地への転換を検討する。

② 用途の純化

- 福井市の運動公園近辺、新田塚地区、板垣地区、森田北東部地区、永平寺町の観音町駅北部および清水地区のグリーンハイツ等の低層住宅地では、良好な居住環境を維持する。
- 集約型都市構造に向けて、鉄道駅等の交通結節点をはじめとした地域拠点に都市機能を誘導していくため、準工業地域等においては「特別用途地区」を活用し大規模集客施設の立地規制を図る。
- 新たに用途を配置する地区や良好な環境が形成されている市街地では、「地区計画」の積極的な活用を図り、魅力ある市街地を醸成する。

③ 用途の複合化

- 福井駅周辺の中心市街地では、地域経済の維持・活性化や都心居住の推進のために、商業施設、業務施設および公共施設等の誘導すべき用途を明確にし、適切な土地利用調整を行った上で、複合的な土地利用を図る。
- 福井駅東口エリアでは、新たなにぎわい交流拠点となる都市機能増進施設を誘導するため、複合的な土地利用を図る。
- 住宅地においても、超高齢社会の進行、働き方の多様化に対応して、日常生活に必要な施設、職住近接を支える施設として利活用するなど都市アセットの柔軟な利活用の需要がある場合は、良好な居住環境を維持しつつ「特別用途地区」や「地区計画」も活用しながら複合的な土地利用を図る。

(3) 市街地における建築物の密度構成および高度利用に関する方針

① 市街地における建築物の密度構成に関する方針

イ) 住宅地

- 福井駅周辺の中心市街地では、家族世帯や高齢者世帯等の都心居住を推進するため、土地利用の動向や都市施設の整備状況を考慮して、歩いて暮らすことができる高密度な土地利用を図る。
- 越前東郷駅や松岡駅の周辺、森田駅東部の地域の拠点となる商業地の周辺は、生活の利便性が高いため、比較的高密度な土地利用を図る。
- 福井市の運動公園近辺、新田塚地区、板垣地区、森田北東部地区、永平寺町の観音町駅北部および清水地区のグリーンハイツ等の良好な低層住宅地では、戸建て住宅でゆとりある居住環境を保つため、比較的低密度な土地利用を図る。

ロ) 商業地

- 福井駅周辺は、北陸新幹線、ハピラインふくい等の地方鉄道、路線バスおよび幹線道路からなる広域的な交通結節点であり、北陸新幹線の開業によりその重要性が更に高まる。このため、県域での中心的な商業地として、都市再生整備計画事業により整備される都市施設の機能を有効活用し、商業施設や業務施設等の一層の集積を可能にする高密度な土地利用を図る。
- 越前東郷駅や松岡駅の周辺、森田駅東部、清水地区の商業地は、地域の拠点となる商業地であるため、比較的高密度な土地利用を図る。

ハ) 工業地

- 工業地・流通業務地は、従来の景観や環境を維持するため、比較的低密度な土地利用を図る。

② 高度利用に関する方針

福井駅周辺は、北陸新幹線、ハピラインふくい等の地域鉄道、路線バスおよび幹線道路からなる県域での広域的な交通結節点であり、買回り品等を扱う商業施設、業務施設および県域に必要な公共施設の集積を図るのにふさわしい地区である。

このため、福井駅周辺では、都市における人口や商業等の産業の見通しおよび望ましい中心市街地の将来像をふまえて、土地利用の動向および都市施設の整備状況を考慮して、高度利用地区等を活用して土地の高度利用を図ることで、県域での広域的な都市機能の集積を推進するとともに、県内外の人々が回遊したくなる魅力ある空間づくりを行い、県都にふさわしい賑わいのある中心市街地を形成する。

(4) 市街化調整区域の土地利用の方針

まとまりのある市街地の形成や自然的環境の保全のために、市街化調整区域の開発は制限していくことを基本とする。

しかし、農村集落の維持・活性化、良好な居住環境の形成など地域課題の解決に向けて、適切な開発許可制度の運用や「地区計画」の活用を図りながら、各市町の都市計画マスタープラン等の土地利用計画に即して、「計画的な市街地形成を阻害しない」、「良好な基盤整備の担保や生産基盤の確保ができる」、「開発に伴う土砂災害・浸水等の被害を防止できる」、「自然環境、営農環境および居住環境に悪影響を及ぼさず、特に希少種の生育・生息する環境を阻害しない」という条件を満たす地区に限り、適切な規模で開発を許容する。

「地区計画」の活用においては、都市の人口フレーム、産業フレームとの整合上、過大な開発とならないよう配慮するとともに、「土地利用や基盤整備の状況・見通し」、「義務教育施設等の公共施設の立地状況」、「自然環境、営農環境、集落環境への影響」、「災害リスクの回避・低減」を十分に勘案する。

また、北陸自動車道福井北 IC 周辺においては、中部縦貫自動車道県内全線開通により、流通業務をはじめ更に工業用地の需要が高まるため、まとまりのある生産性の高い優良農地が損なわれないよう、土地利用の規制・誘導を図る。

永平寺町松岡公園の山林部においては、必要に応じ、今後の公園整備の状況や災害リスクを考慮して、市街化調整区域編入を検討する。

(5) 景観の保全等の方針

- 歴史的街並みや自然眺望等、良好な景観の形成を推進する必要性の高い地区では、景観計画等、景観法に基づく手法によりその景観の保全を図る。
- 福井都心地区は、福井らしさを実感できる風格あるシンボル景観の創生を図る。
- 永平寺町の旧街道沿いでは、城下町としての歴史を感じる街割りや寺社および昔ながらの家屋が点在しているものの、現代的な町並みに埋没し個性のかつ魅力的な町並みの形成に活用されていないことから、これら歴史的遺産を活かした町並みの再生を図る。
- 幹線道路の沿道等に設置される屋外広告物については、福井県屋外広告物条例等を活用し、周辺の良好な景観と調和するよう誘導を図る。

5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 交通施設について

① 交通体系の整備の方針

- 都市間の交流と連携を支援する幹線道路、ならびに産業経済活動の支援や企業立地の促進、立地企業の規模拡大につながる道路の整備を促進する。
- 通勤・通学、買い物等の日常生活が快適となる道路ネットワークの充実を図るとともに、生活空間における道路の安全、安心（歩道整備、バリアフリー化）を確保し、住みやすい環境基盤を整備する。
- また、自動車に頼らず誰もが容易に移動できるよう、鉄道やバスなどの公共交通機関との連携を強化し、交通の基盤づくりを推進する。
- 大規模災害時においても、人やモノの輸送を安定的に確保するため、重要物流道路や緊急輸送道路などの防災・減災対策を進めるとともに、複数ルートが確保できる道路ネットワークの形成を推進する。
- 長期未着手の都市計画道路については、都市の状況・将来像、整備の実現可能性を勘案し、都市計画の廃止、変更を含めた見直しを進める。
- 新たに幹線道路を配置する際には、計画的な市街地形成を阻害するおそれのある開発を誘発しないように、道路交通処理機能が低下しないように、更に自然的環境が損なわれないように、道路の位置や構造の調整および沿道の土地利用規制を図る。
- 道路施設の老朽化対策については、長寿命化修繕計画に基づき計画的に実施するとともに、事後保全から予防保全への転換を図ることにより、持続可能な道づくりを推進する。

② 主要な施設の配置の方針

イ) 公共交通関連施設の配置

- 地域鉄道（ハピラインふくい線、福井鉄道 福武線、えちぜん鉄道 勝山永平寺線・三国芦原線、JR 越美北線）を主軸として、福井駅や永平寺口駅などの主要駅から展開する路線バスやコミュニティバス等のフィーダー交通の充実により、地域公共交通ネットワークの強化を図る。
- 沿線市町や交通事業者との意思疎通を図りながら、ハピラインふくい線の新駅設置、新駅へのアクセス向上、鉄道等の機能強化（既存駅の機能向上、待合環境の改善等）の他、交通 DX、他分野との共創などにより、公共交通の利用環境の向上を図る。

ロ) 道路の配置

- 福井市街地の渋滞を解消させ交通の円滑化を促進させるとともに福井・嶺北北部都市間の連携強化を支援する福井外環状道路の整備を目指す。
- 広域交通結節点と県内の産業拠点・観光地を連絡する道路の整備を促進する。
- 九頭竜川・足羽川の渡河箇所やハピラインふくい・えちぜん鉄道の横断箇所が限られること、また、福井市の市街地内の交通容量が不足していることで、渋滞が発生している地点があり、この渋滞を解消するための道路の整備を図る。
- 既存道路空間の再構築等による歩行者・自転車空間の拡大により、心地よさが感じられ、賑わいのある美しい道路空間や緑豊かな、ゆとりある空間を創出する。また、市街地内における自転車走行空間のネットワーク化を進める。
- 道路の構造は、自転車および高齢者・障がい者を含む全ての歩行者が安全かつ円滑に移動できるように配慮する。また、路面公共交通の円滑な運行にも配慮する。

③ 交通施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備する予定の交通施設を以下に示す。

| 路線名 | 整備予定区間 |
|--------------|--------------------------------------|
| 主要地方道福井加賀線 | 福井市中角町～川合鷲塚町 (道路拡幅) |
| 一般県道殿下福井線 | 福井市北堀町～金屋町 (道路新設) |
| 一般県道清水麻生津線 | 福井市片山町～南居町 (道路新設) |
| 一般県道福井吉野線 | 永平寺町松岡西野中～福井市坂下町 (道路新設) |
| 一般県道福井停車場勝見線 | 福井日之出 2 丁目～手寄 2 丁目 (歩道整備) |
| 都市計画道路福井縦貫線 | 福井市みのり 1 丁目～花堂北 1 丁目 (4 車線化、無電柱化) |
| 都市計画道路丸山上北野線 | 福井市円山 1 丁目～北四ツ居町 (道路新設) |
| 都市計画道路川西国道線 | 福井市高屋町～川合鷲塚町 (道路新設) |
| 都市計画道路嶺北縦貫線 | 福井市照手 1 丁目 (無電柱化) |
| 都市計画道路城の橋線 | 福井市豊島 2 丁目～勝見 2 丁目 (無電柱化) |
| ハピラインふくい線新駅 | 福井駅～森田駅間 (新駅整備) |

(2) 下水道について

① 下水道の整備の方針

- 「福井県内の汚水処理施設整備の現状と見通し」に基づいて、公共下水道・農業集落排水処理施設および合併処理浄化槽等の適切な役割分担のもと、汚水処理施設の整備を進め、未普及地域の早期解消を図り、良好な水環境の保全を目指す。
- 施設の計画的な維持修繕、広域化・共同化を図ることによりコスト縮減に努め、持続可能な経営を目指す。
- 下水道施設の適切な運転管理を図るとともに、下水道施設の「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な災害対策を推進し、自然災害が発生した場合においても下水道の有すべき機能を維持することで、安定した下水道サービスの提供を目指す。
- 集中豪雨の増加や都市化の進展等に伴い、内水氾濫の被害リスクが増大しているため、雨水管整備等の浸水対策を推進する。

② 整備水準の目標（行政区域の整備水準）

(単位：%)

| 普及率 ^{※1} | R2 | R12 |
|-------------------|-----------------------|----------|
| 福井市 | 97 (88) ^{※2} | 100 (91) |
| 永平寺町 | 99 (76) | 99 (76) |
| 合計 | 97 (87) | 100 (89) |

※1 普及率（＝汚水処理人口普及率）：汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、その他の汚水処理施設）の供用人口^{※3}／行政人口×100

※2 （ ）は公共下水道の普及率：公共下水道の供用人口／行政人口×100

※3 供用人口：汚水処理施設を使用することができる状況にある人口

③ 下水道の整備目標

おおむね10年以内に下水道を整備する地区を以下に示す。

| 市町名 | おおむね10年以内に整備する地区 | |
|------|----------------------|----------------------|
| | 市街化区域内 | 市街化調整区域 |
| 福井市 | 足羽ポンプ場（施設の全面更新） | 社南、東郷、麻生津、酒生、文殊地区 |
| 永平寺町 | 一部の残区域 ^{※1} | 整備計画無し ^{※2} |

※1 残区(地)域：各地区の残った未整備区(地)域

※2 整備計画無し：整備計画の予定が無い

(3) 河川について

① 河川の整備の方針

イ) 治水機能の確保

- 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、治水対策は従来の河川改修による対策だけでなく、流域のあらゆる関係者（国・県・市町・企業・住民等）との協働により、田んぼダム、校庭貯留や公園貯留等の流域のあらゆる既存施設を活用した流出抑制対策、リスクの低いエリアへの居住や都市機能の誘導や住まい方の工夫等の地域づくりと一体となった対策および危機管理対策を効果的、効率的に組み合わせ、流域全体で総合的かつ多層的な流域治水の推進を図る。
- 「人口や資産が集積している市街地を流下する県民生活上特に重要な河川」、「浸水被害が頻発している河川」等について重点的、効率的な治水対策を推進する。
- 河川改修に当たっては、良好な水辺空間を形成するため河川のもつ多様な自然環境や生態系に配慮した川づくりを推進する。
- 都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展や自然的条件等により困難な地域については、特定都市河川等の指定を検討し、雨水流出増加の抑制や流域の貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえた土地利用等の対策を図る。

ロ) 都市防災空間としての活用

- 人口や資産の集積が高い福井市中心市街地を流れる足羽川については、火災時の延焼遮断帯として位置付けるとともに、河川敷道路の緊急時の利用、河川水の消火用水としての利用など都市防災空間として活用を図る。

ハ) 水と緑豊かな水辺空間の保全と整備

- 河川空間の整備においては、河川が有する多様な自然環境の保全を前提に、良好な都市空間の創出、生物多様性の確保および河川の利活用に配慮する。
- 市町と連携して地域住民や河川愛護団体による草刈清掃、花壇整備等の自主的な河川美化活動を支援し良好な河川環境を保全・整備する。
- 福井市中心市街地を流れる足羽川周辺については、アウトドアレジャーやスポーツ、ライトアップされた水辺空間の散策など、多様な楽しみ方ができる通年型の親水空間を整備し、またイベント広場等として活用することにより、住民や観光客にとって魅力的な河川空間を創出し、地域の活性化を図る。

② 河川の整備目標

おおむね 10 年以内に整備する予定の河川等を以下に示す。

| 整備方針 | 河川名 | 全体計画延長 (km) ※1 | 整備内容 | おおむね 10 年以内に整備する区間 (km) ※2 |
|---------|-------------|--------------------------------|------|--|
| 治水機能の確保 | 日野川 | 2.4 km (久喜津、朝宮地区) | 河道掘削 | (完成) |
| | 八ヶ川 (北川) | 2.6 km (九頭竜川合流点～福井市川合鷺塚町地先) | 河道拡幅 | 0.2 km (完成) |
| | 底喰川 | 5.9 km (日野川合流点～ハピラインふくい線) | 河道拡幅 | 0.7 km (町屋橋～千日橋上流付近) |
| | 荒川 | 10.6 km (足羽川合流点～永平寺町松岡吉野) | 河道拡幅 | 0.8 km (重立橋付近～中部縦貫自動車道下流) 0.6 km (東今泉橋～下流遊水地) |
| | 江端川 | 5.7 km (日野川合流点～北陸自動車道) | 河道拡幅 | 0.8 km (高橋川合流点～ハピラインふくい線) |

※1 () 内は全体計画区間を示す。

※2 () 内はおおむね 10 年以内に整備する区間を示す。但し、おおむね 10 年以内に完成する河川等は、「完成」する旨を示す。

(4) その他の都市施設について

○その他の都市施設を配置する場合は、住民の生活や産業活動の利便性、居住環境や自然的環境の保全および土地利用や都市基盤整備の動向等を考慮し、また都市機能を維持・増進し、安全で安心して生活できる良好な都市環境が形成されるように配慮する。

○中心市街地の活性化、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成、子どもから高齢者までが安心して活動できる公共空間づくり等のために、福井市立地適正化計画における「都市機能誘導区域」や「誘導施設の設定」に基づき、鉄道駅等の交通結節点をはじめとした地域拠点に教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等の都市機能の集約を図る。

6 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

福井市、永平寺町とも市街地の低密度化・スポンジ化が進行しており、市街地開発事業は、集約型都市構造に向けて市街地の再構築を図るために活用していくことを基本とする。

市街地の再構築における市街地開発事業は、「鉄道駅周辺など都市機能を集積させるべき既成市街地の地域拠点でありながら有効な土地利用がなされていない地区」、「都市基盤が不十分な密集市街地において、防災性の向上や居住環境の改善が必要な地区」を中心に活用していく。

一方、高速交通開通の効果を最大化する都市基盤・機能の整備・配置を、計画的かつ一体的に進めていくことも重要であり、高速道路 IC 等の広域交通結節点の周辺における新たな産業拠点形成に向けて市街地開発事業を活用していく。

また、市街地開発事業を実施する場合、目指すべき将来の市街地像をふまえ、質の高い良好な市街地環境が形成されるよう「地区計画」を併せて活用する。

(2) 市街地開発事業の決定の方針

- 県域での中心的な拠点となる福井駅周辺において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、中心市街地全体の活性化、まちなか回遊の拠点を創出するため、市街地再開発事業の推進を図る。
- 防災上危険な密集地域においては、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、都市機能や居住の集積、公共施設空間や有効空地の確保のため、都市基盤や周辺環境への影響等も勘案して、市街地再開発事業等の活用を図る。
- 市街化区域内の都市基盤が不十分な地区においては、宅地需要を考慮し、ゆとりある居住環境の確保や産業の活性化等のため、都市の人口フレーム、産業フレームをふまえ、必要に応じて土地区画整理事業の活用を図る。
- 既成市街地において、敷地が細分化され、低未利用地が点在しているような地区で道路等の都市施設を整備する場合は、敷地の再編・集約化を目的とした土地区画整理事業の活用を図る。
- 市街地再開発事業等を実施する場合には、地域の床需要に合わせて保留床の規模を決定するなど、まちの実情にあった計画とする。

(3) 市街地整備の目標

おおむね 10 年以内に整備する予定の主な事業を以下に示す。

○市街地再開発事業

| 事業実施地区 | 施行地区面積 ha |
|-------------|-----------|
| 福井駅前電車通り北地区 | 1.9 |
| 福井駅前南通り地区 | 1.0 |

7 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

本都市計画区域は、足羽山、蔵王山、文殊山等の山岳、九頭竜川、足羽川、日野川等の主要河川が優れた自然的環境を形成している。

また、都市内では、市街地が、田園や里山に取り囲まれており、多くの小河川が流れている。

このような都市の自然的環境をふまえ、生態系やレクリエーションのネットワーク機能の強化に向けて、自然的環境の保全または整備を図る。

※自然的環境を保全または整備する際には、自然環境データ等に記載されている優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地等の地域を十分に考慮する。

(2) 都市の緑の目標

都市の緑の特色は、市街地の周辺地域（市街化調整区域）に良好な緑地が豊かに分布し、公共的なレクリエーションの場も多く整備されていることにある。これら周辺の緑地は、市街地内の住民に供される緑地として非常に重要な役割をもっている。このような都市の緑の特色を考慮し、市街地周辺の緑地を含めた緑地面積を市街地（市街化区域）面積の30%以上確保することを目標水準とする。

また、都市公園等の施設として整備すべき緑地については、「緑の基本計画」等において設定された数値目標の達成を目指し、地域の実情に応じた都市公園等を整備する。

(3) 主要な緑地の配置の方針

○開発動向をふまえ都市公園が不足している地域では、生態系やレクリエーションのネットワーク機能の他、防災機能も考慮し、適切な規模・誘致圏を有する都市公園の配置を図る。また、既存の都市公園においては、施設の老朽化の状況、利用状況やニーズの変化、将来の土地利用計画をふまえ、改修または機能再編・拡充を推進する。

○市街地内の緑地や、その周辺に分布する田園、足羽山等の里山、屋敷林や鎮守の森および九頭竜川や足羽川等の河川等の緑地においては、都市の良好な環境を保全するために重要な役割を果たしているため、身近な緑地として親しめるように保全する。

○里山から市街地への緑地の連続性を確保するために、環境に配慮した九頭竜川等の河川の整備や幹線道路の緑化等による緑のネットワーク化を図る。

(4) 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針

① 施設緑地（都市公園等）

環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能および景観構成機能等の確保や放射環状型緑地の形成を勘案し、市街地内の低未利用地や歴史・文化的資源を活用しながら都市公園等を整備し、グリーンインフラの取組みを推進する。

既存の都市公園のストックを有効活用するための取組みとして、適正な維持管理による公園施設の長寿命化、民間活力を活かした公募設置管理制度（Park-PFI）の活用、都市公園の再編・集約化を推進する。

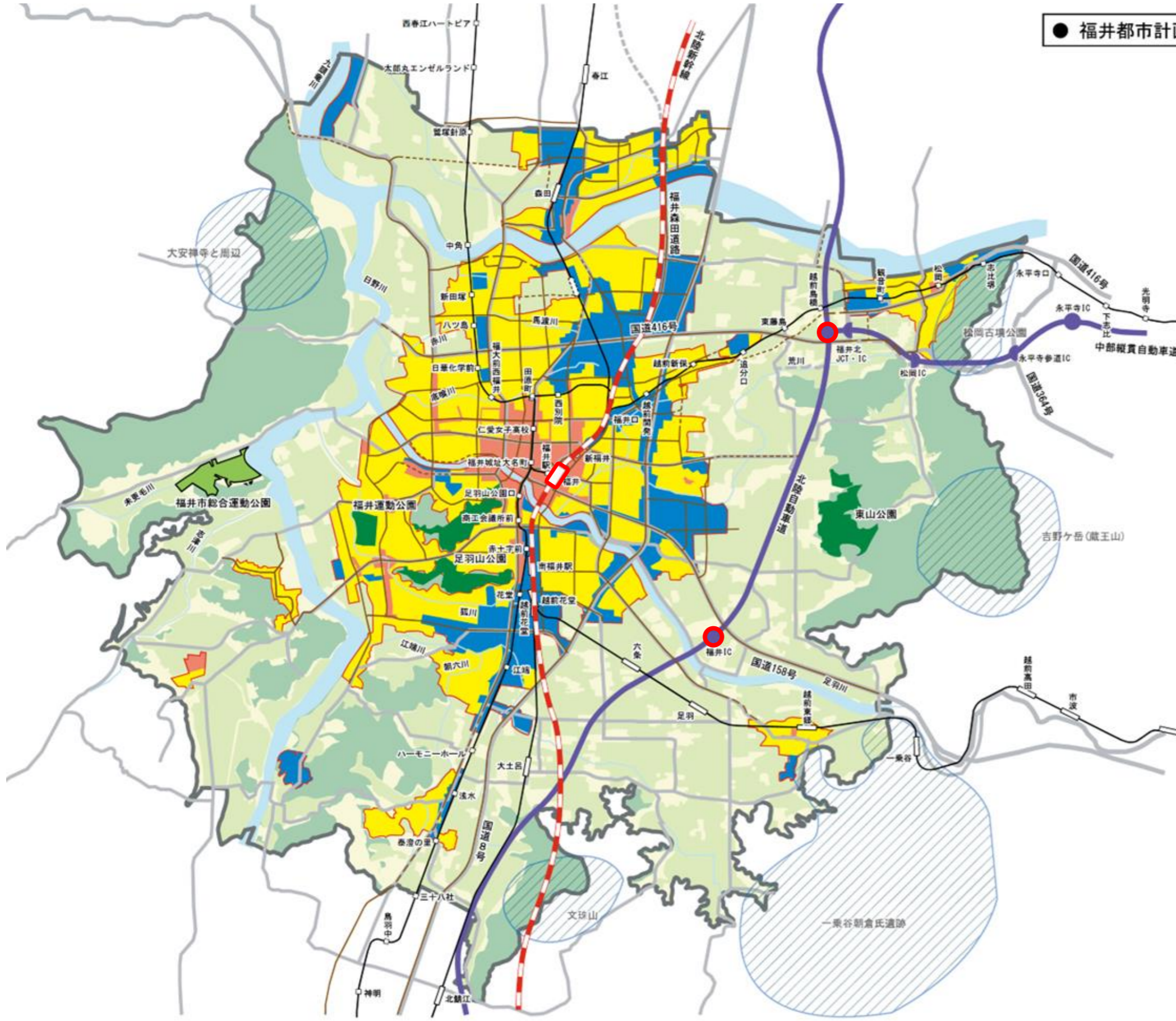
② 地域制緑地（風致地区、緑地保全地域等）

都市内の自然的環境を保全するために、優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地を有する緑地において、開発の動向や建築物の立地状況を考慮して、風致地区や緑地保全地域等の活用を図る。

8 防災まちづくりの基本方針

- 都市計画区域内に存在する水害をはじめとした様々な災害リスクを考慮し、県、福井市、永平寺町、民間事業者等あらゆる関係者が連携して、災害リスクの回避・低減の観点から総合的に防災まちづくりを推進する。
- 都市計画区域内には、九頭竜川、日野川、足羽川、荒川等の沿川に広範囲にわたって洪水浸水想定区域が広がり、土砂災害警戒区域等も広く分布している。このため、防災性を高める地区計画制度の活用や、避難地・避難路の整備、平時における住民への災害リスクの周知、避難体制の強化、田んぼダムの推進などハード・ソフト両面の対策により災害リスクの低減を図る。
- 福井市の居住誘導区域および永平寺町の市街化区域において、5割程度が想定最大規模降雨時による浸水深 3m 以上、浸水継続時間が 3 日以上に含まれており、また、九頭竜川、日野川沿いには家屋倒壊等氾濫想定区域が広がる他、土砂災害警戒区域も一部分布している。このような、災害リスクが特に高いエリアについては、立地適正化計画の居住誘導区域等から除外することを検討する。
- 市街化調整区域における過去 20 年間の開発行為について、約 2 割が想定最大規模降雨による浸水深が 3m 以上かつ、浸水継続時間 3 日以上に立地するなど、災害発生時の危険度が高い地域での開発も少なくない。このため、市街化が強く抑制されている市街化調整区域においても、災害リスクの回避・低減に留意して開発許可制度、「地区計画」を運用していく。
- 指定避難所など災害時にも特に機能確保が必要な施設が災害リスクの高いエリアに立地しているケースもあり、必要に応じて機能強化や配置見直し、民間施設等の活用を図る。また、九頭竜川、日野川、足羽川沿いでは、ポンプ場や浄水場が家屋倒壊等氾濫想定区域に立地しており、これらの機能が維持されるよう災害対策を検討する必要がある。
- 大規模盛土造成地については、安全性把握調査を推進し、調査結果に基づき必要な対策を検討する。また、危険な盛土による災害を防止するため、盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域の指定を推進する。

● 福井都市計画区域 整備、開発及び保全の方針図



| 凡 例 | | |
|-------------------|--------------|--|
| 都市計画区域 | | |
| 市街地（市街化区域） | | |
| 高規格道路 | | |
| 国道・県道 | | |
| 都市計画道路（幹線街路のみ） | | |
| 北陸新幹線 | | |
| その他の鉄道 | | |
| 主要な河川 | | |
| 都市公園等 （10ha以上） | 供用済 | |
| | 概ね10年以内に整備予定 | |
| その他の緑地等 | | |
| 既成市街地 | 住宅地 | |
| | 商業地 | |
| | 工業地 | |
| 特に開発を 制限する地域 | 自然環境を有する地域 | |
| | 優良な農地を有する地域 | |
| その他の地域 | | |

注) 高規格道路、国道・県道の破線は概ね10年以内に整備予定
都市計画道路の破線は今後整備していく区間

- 広域交通結節点周辺において産業拠点の形成
 - ・高速道路 IC 周辺は需要に応じた新たな産業拠点の形成を図る
 - ・北陸自動車道福井北 IC 周辺は産業集積に向けた市街化区域編入を検討
- 県域での中心的な拠点として市街地再開発事業の推進
 - ・福井駅周辺は市街地再開発事業の推進を図る